

会議要旨

会議名	第24回自治基本条例策定委員会	作成日	平成20年1月31日
開催日	平成20年1月24日	場所	本庁舎203会議室
出席者	策定委員8名、コンサルタント1名、事務局3名		

1 前回（資料1）

- ◇前回委員会における修正箇所についての確認を行った。（下線部分）
- ◇委員からは特に意見なし。

2 素案検討報告書について

素案検討報告書（1月29日町長提出予定）について検討した。

【委員からの意見】

- ◇自治基本条例策定委員会で重要視した事項として、第4条の「生活に関する権利」を掲載してはどうか。（特に、第3号については最も議論に時間を費やした部分である。）
- ◇同じく、委員会で重要視した事項として第8章の「まちづくり組織」を掲載する。住民懇談会でも、町内会の位置づけについての意見が多くみられ、委員会でも、住民自治を進めていくための場として、まちづくり組織が重要であると考えている。
- ◇自治基本条例策定委員会の活動として、学習会とまちづくり研究会について掲載する。（写真も追加）
- ◇先進自治体視察の写真を追加する。
- ◇ワークショップでの考察過程について図に表したものを掲載する。
- ◇自治基本条例フォーラムの写真について説明書きが必要ではないか。
- ◇検討報告書と素案本体は別冊にした方がよい。
- ◇表紙にシンボルマーク、裏表紙に町のイメージキャラクターを入れる。

3 議員全員協議会について（資料2）

- ◇1月18日に行われた議員全員協議会における質疑応答事項について報告。
- ◇感触として、議員の反応は厳しい。住民懇談会の町民の出席率が低調である＝自治基本条例に対する住民の関心が低いとのことで、条例の必要性そのものに疑問を感じているように見受けられる。（事務局）

【意見交換】

- ◇合併協議会の段階で、自治基本条例を制定するということは決まっていたはずである。必要性について疑念があるというのは如何なものか。（委員）
- ◇町側としても、議会とのコミュニケーションが不足しており、反省している。しかし、住民の関心が低いからといって、町にとって必要ないというのであれば、大衆迎合の町政になってしまう。自治基本条例を制定することによって、住民自治のルールが確立され、行政依存型から、自主自立、持続可能なまちづくりへの転換が図られる。（事務局）
- ◇自治基本条例には、議会や行政を相互監視する機能がある。町にとっては必要な条

例である。(委員)

4 素案に対する意見について(資料3)

一般町民から、広報12月号別冊に掲載した素案についての意見が寄せられたことから、委員会に諮ることとしたものである。

【委員からの意見】

◇素案中の用語の使い方について整合性のとれていないものが何箇所もある。委員会では、細部に渡ってまでチェックができなかったので、議会に提案するまでに精査しなければならない。

◇条例としての体裁(法制執務面)も整えなければならない。

◇第6条の解説(「町民お互い同士」の部分)、第38条の解説(「町民、役場、議会」の部分)については修正を加えた方がよい。

◇町内会について条例に盛り込む必要はあるか？

→町内会の役割は重要であり、条例の中に盛り込んだ方がいいと考えている。まずは町内会長が条例の主旨を理解しないと始まらない。

→町内会は任意の団体である。単独で条例の中に組み込んでよいかは疑問が残る。入れるとしたら、他の活動団体についても定義付けする必要がある。

→町内会は自主的な活動が基本である。条例の中に組み込むと、町の下部組織として位置づけられ、下請け化するのではないかという懸念がある。

→(条例案が可決し、公布になったと仮定して)町内会について盛り込んだ方がいいということになったら、そのときに見直すようにすればいいのではないか。

【結論】

もう一度委員会を開催し、用語、文体等の最終チェックを行う。チェック作業はコンサル、学識経験者に委ねることとする。

6 その他

◇広報3月号に自治基本条例の特集記事を掲載する。図やイラストを用いて、分かりやすくしたいと考えている。

